

同朋大学と真宗大谷派名古屋教務所との 包括的な連携に関する協定書

同朋大学（以下、「甲」という。）と真宗大谷派名古屋教務所（以下、「乙」という。）とは、相互の連携・協力に関して、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両者が包括的な連携・協力のもと、学問・研究及び教育・社会活動など、多様な分野で相互に連携・協力し、地域社会の発展と人間形成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について連携・協力する。

- (1) 名古屋教区教化センターの活動を中心とした、学問・研究に関するここと。
- (2) 学生インターンシップや、ボランティア等の活動に関するここと。
- (3) 学校教育、生涯教育、文化及び福祉の向上等の振興に関するここと。
- (4) 持続可能な社会及び多文化共生社会の構築を通した地域貢献、地域活動に関するここと。
- (5) 前各号に係る人間形成に関するここと。
- (6) その他、両者が必要と認めること。

（窓口）

第3条 本協定にもとづく連携・協力推進のため、両者に事務担当窓口を設定し、計画的に推進する。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期限満了の1箇月前までに、甲または乙から異議申し立てがない場合は、1年ごとに自動更新する。

（機密保持）

第5条 甲と乙は本協定に基づく活動により相手から知りえた機密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について機密保持義務を負うものとする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（その他）

第6条 本協定に定めるもののほか、連携・協力の具体的な事項及び成果の利用条件等必要な事項については、両者が協議して別に定めるものとする。

この協議書は2通作成して、両者がそれぞれ1通を保持する。

2020年10月1日

甲 同朋大学

乙 真宗大谷派名古屋教務所

学長 松田正久 所長 小林育